



## 高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

毎年9月を「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」とし、千葉市を含む関東甲信越の1都9県6政令指定都市及び国民生活センターが、共同で啓発や消費生活相談窓口等の周知を行い、高齢者の消費者トラブルの未然防止・早期発見に努めています。



### ■ リフレットを配布(各区役所、図書館など)

リーフレットの内容は  
こちらをご覧ください ▶▶



### ■ 高齢者(65歳以上)向け特別電話相談を実施

【日 時】 令和8年9月17日(木)・18日(金)

午前9時～午後4時30分

【相談専用電話】 **043-207-3000**

## 令和7年度に急増！高齢者に多い消費者トラブル事例

令和7年度に相談件数が急増した、高齢者(65歳以上)に多い消費者トラブルと対策をご紹介します。

前年度圏外⇒5位

### 事例1 電気工事のトラブル

自宅が停電し、スマートフォンで検索した業者を呼んだら「分電盤の交換が必要」と言われ、高額な料金を請求された。



**トラブルに遭わないために**



スマートフォンで焦って検索した業者にすぐ依頼せず、まずは契約している大手電力会社や地域の送配電事業者へ連絡・相談しましょう。

前年度圏外⇒6位

### 事例2 光ファイバー通信等に関するトラブル

訪問してきた業者から、今より料金が安くなると言われ、テレビと電話を光回線に変更したが、毎月の利用料金が以前より高額になってしまった。  
※光ファイバーとは、インターネットのほか、固定電話(光電話)にも使われる高速回線。



**トラブルに遭わないために**



その場ですぐに契約せず、家族や身近な人に相談しましょう。

【消費生活センターからのお知らせ】 **9月12日(土)はシステム変更のため消費生活相談をお休みします。**ご相談は9月14日(月)以降にお願いいたします。

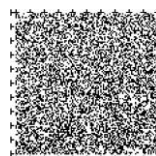
商品・サービスの契約トラブルは消費生活センターへ

消費者ホットライン(全国共通) **188(いやや)**

(原則として、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します)

千葉市消費生活センター直通:043-207-3000

音声コード「Uni-Voice」をスマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



# 令和 7 年度消費生活相談概要



令和7年度に千葉市消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は **6,309 件**で、前年度より **358件増加**しました。相談件数の多い商品・役務の上位3項目は前年度と同じですが、いずれも件数は増加しています。

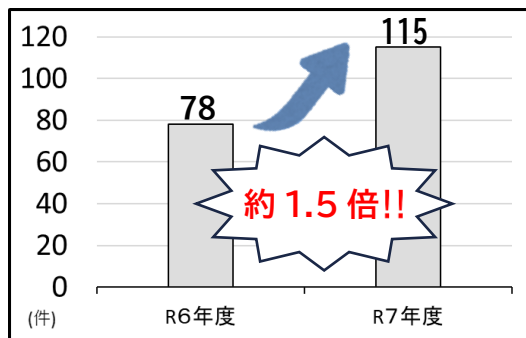
## 相談件数の多い商品・役務

( ) 内は前年度の順位・件数

|              |                                |                                                                                      |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 位<br>(1 位) | 商品一般<br>611 件 (589 件)          | 商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談<br>(事例)「クレジットカード会社から身に覚えのない請求が来た」                    |
| 2 位<br>(2 位) | 役務その他<br>サービス<br>389 件 (310 件) | 役務に関する相談のうち、該当する分類項目がない相談<br>(事例)「災害による家屋の破損箇所は無いかと業者が来訪し、火災保険の申請サポート契約を交わしたが信用できるか」 |
| 3 位<br>(3 位) | 賃貸アパート<br>264 件 (200 件)        | 集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート等に関する相談<br>(事例)「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない」            |

## 急増している相談内容

<SNS を通じた詐欺と思われる相談件数の推移>



SNS を通じて知り合った相手から投資に勧誘され詐欺にあったなど、**SNS をきっかけとした詐欺的トラブルに関する相談が急増**しています。

**事例3** SNS 経由で暗号資産の投資を勧められ、免許証の写真を送った後に個人名義の口座にお金を振り込んだ。その後さらに追加の入金を指示されたが、個人情報の悪用も心配になり、不審に思った。

- 「必ず儲かる」「あなただけ」といった文言は、まず疑いましょう。
- いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう!



## 高齢者の見守りチェックポイント

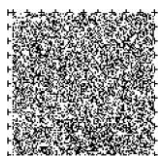
見守りのチェックポイントを活用し、高齢者の消費者被害の未然防止や、早期発見に役立てましょう。

### 普段から以下の様子を確認しましょう！

- 見慣れない業者が出入りしていないか
- 見慣れないもの、未使用のものが増えているか
- 不審な書類(見積書など)がないか
- お金に困っている様子はないか

### 今回紹介した各事例のチェックポイント

- 【事例1】 新しい機器や、不自然な工事跡はないか
- 【事例2】 インターネット代等の請求額が急に高くなっていないか
- 【事例3】 スマートフォンを見ている時に、周囲から画面を執拗に隠そうとしていないか



### 消費者被害注意報(No.127)

Topics

気づかいうちに定期購入に! ?

内容はこちら  
を確認 ▶▶

